

医療従事者の皆さんへ

医師法などにより、医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士は、12月31日現在の届出が必要です。

☎令和7年1月15日(水)まで ●保健所
●オンラインで厚生労働省へ

問 東京都保健医療局医療人材課
☎03-5320-4434(薬剤師の方は薬務課 ☎03-5320-4503へ)

調理師の皆さんへ

調理師法により、都内で調理業務に従事している調理師免許取得者は、12月31日現在の就業場所などの届出が必要です。

☎令和7年1月15日(水)まで ●オンライン・郵送(指定の受理機関)…下記へ
※詳細は保健所窓口・問のHPへ

問 東京都保健医療局健康安全部健康安全課
☎03-5320-4358

のびのび子育て

福祉・健康

3～4カ月児健康診査

時 12月5・19日(木) 場 防災・保谷保健福祉総合センター2階 対 個別に通知

▶健康課 ☎042-438-4037

1歳児講座

時 12月16日(月) 場 防災・保谷保健福祉総合センター2階 対 個別に通知(1歳3カ月までで希望する方はお問い合わせください)

▶健康課 ☎042-438-4037

2歳児すくすく相談会

時 12月10・24日(火) 場 防災・保谷保健福祉総合センター2階 対 個別に通知(2歳6カ月までで希望する方はお問い合わせください)

▶健康課 ☎042-438-4037

3歳児健康診査

時 12月11・18日(水) 場 防災・保谷保健福祉総合センター2階 対 個別に通知(4歳未満で希望する方はお問い合わせください)

▶健康課 ☎042-438-4037

お口の健康支援室

時 12月17日(火)午前9時15分(初回)
※2回目以降は健診時に予約 場 防災・保谷保健福祉総合センター3階
内 かかりつけ歯科医がなく、歯や歯肉に心配がある幼児の定期歯科健診
対 在住の1～3歳の子どもと保護者・10組(申込順) 申 電話…前日までに下記へ

▶健康課 ☎042-438-4037

離乳食講習会ステップ【保育あり】

時 令和7年1月9日(木)午前10時30分～11時45分 場 田無総合福祉センター 内 離乳食の中期から後期のお話、歯科のお話 対 在住の6～8カ月の子どもの保護者 定 16人(第一子優先) 申 12月23日(月)まで ●メール…件名「離乳食ステップ」・希望日・住所・保護者氏名・子どもの氏名・子どもの生年月日・第○子・電話番号を下記へ

▶健康課 ☎042-438-4037
✉fami-boshi@city.nishitokyo.lg.jp

個別育児相談会

時/場 ①12月9日(月)/防災・保谷保健福祉総合センター2階 ②12月23日(月)田無総合福祉センター/午前9時30分～11時の間で1人30分程度
内 身長・体重測定と、育児・母乳・栄養・歯科・遊び方・お母さんの健康などについての個別相談 対 乳幼児と保護者各25組(申込順) 申 ①12月5日(木)までに電話 ②12月19日(木)までに電話

▶健康課 ☎042-438-4037

ことばの発達・発音などに心配のある子どもの言語訓練・相談

☐言語聴覚士などによる相談
時 12月13日(金)午後1時30分～5時
場 教育支援課(田無第二庁舎4階)
対 5～12歳ぐらい 定 14人(申込順)
※1人15分程度 申 12月2日(月)～12日(木)午前9時～午後5時に電話
※予約制 ※詳細は市HPへ

▶教育支援課 ☎042-420-2829

子どもの補聴器購入費の一部を助成

◆中等度難聴児補聴器購入費助成
身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、早期の補聴器装用による言語の習得や生活能力・コミュニケーション能力などの向上のため、補聴器の購入費用の一部を助成します。

対 次の全てに該当する児童(所得要件あり)
●市内に住所があり、18歳未満
●身体障害者手帳(聴覚障害)交付の対象となる聴力ではない
●両耳の平均聴力がおおむね30dB以上で、補聴器装用により、言語の習得など一定の効果が期待できると医師が判断している

☐助成額 補聴器の購入費用と助成基準額(1台14万4,900円・耐用年数5年)のうち少ない額の9割(生活保護世帯・住民税非課税世帯は10割)
※詳細は下記へ

▶障害福祉課 ☎042-420-2804

赤ちゃん集まれ～♪

赤ちゃんと保護者の方が楽しめる赤ちゃんのつどいを行っています。お近くの赤ちゃんのつどいに参加しませんか。詳細は各センターHPへ

対 0～8カ月ごろの乳児と保護者



赤ちゃんのつどい日程 12・1月

会場	日程	
センターひがし	12月4日(水)	1月21日(火)
センターすみよし	12月13日(金)	1月10日(金)
	12月23日(月)	1月24日(金)
センターなかまち	12月16日(月)	1月27日(月)
センターけやき	12月20日(金)	1月24日(金)
センターやぎさわ	12月13日(金)	1月20日(月)
下保谷児童センター	12月10日(火)	1月14日(火)
北町コミュニティセンター	12月24日(火)	1月28日(火)
ひばりが丘北児童センター	12月20日(金)	1月22日(水)
谷戸公民館	12月9日(月)	
北原児童館	12月17日(火)	1月21日(火)
はこべら保育園	12月10日(火)	1月23日(木)
芝久保公民館	12月25日(水)	1月22日(水)
田無児童館	12月17日(火)	1月28日(火)
芝久保児童館	12月12日(木)	1月9日(木)
田無公民館	12月11日(水)	1月8日(水)
柳沢公民館	12月12日(木)	1月16日(木)
新町児童館	12月17日(火)	1月21日(火)

▶幼児教育・保育課 ☎042-452-6777

親医療証の更新～親医療証をお送りします～

「現況届」を提出し、令和6年度ひとり親家庭等医療費助成制度に該当した方へ、12月中旬に親医療証(令和7年1月1日から有効)を郵送します。現況届未提出の方は至急提出してください。

本制度は、18歳に達してから最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童がいるひとり親家庭やそれに準ずる家庭に対して、保険診療でかかった医療費の自己負担分を助成します(課税状況により一部負担金あり)。令和7年1月からの児童扶養手当法等の改正に伴い、ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者の所得制限額が以下のように変わります。これまで所得が限度額を超過しているなどの理由からひとり親家庭等医療費助成制度の申請をされなかった方については、今回の制度改正で令和7年1月以降の医療費を助成できる場合がありますので、子育て支援課までお問い合わせください。

☐ひとり親家庭等医療費助成制度所得制限額

所得制限額		
扶養親族の数	受給者	孤児などの養育者・配偶者・扶養義務者
0人	208万円	236万円
1人	246万円	274万円
2人	284万円	312万円
3人	322万円	350万円
所得制限額への加算		
4人以上	1人につき38万円	1人につき38万円
16～19歳未満の控除対象扶養親族および特定扶養親族	1人につき15万円	0円
老人扶養親族	1人につき10万円	1人につき6万円(老人扶養のみの場合は2人目から)

☐所得から控除できる額

種別	受給者(父または母)	本人(養育者)・配偶者・扶養義務者
社会保険料相当額	8万円	
障害・勤労学生控除	27万円	
特別障害控除	40万円	
寡婦控除	0円	※27万円
ひとり親控除	0円	35万円
※雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業等掛金	控除相当額	

※配偶者は寡婦控除なし

▶子育て支援課 ☎042-460-9840